

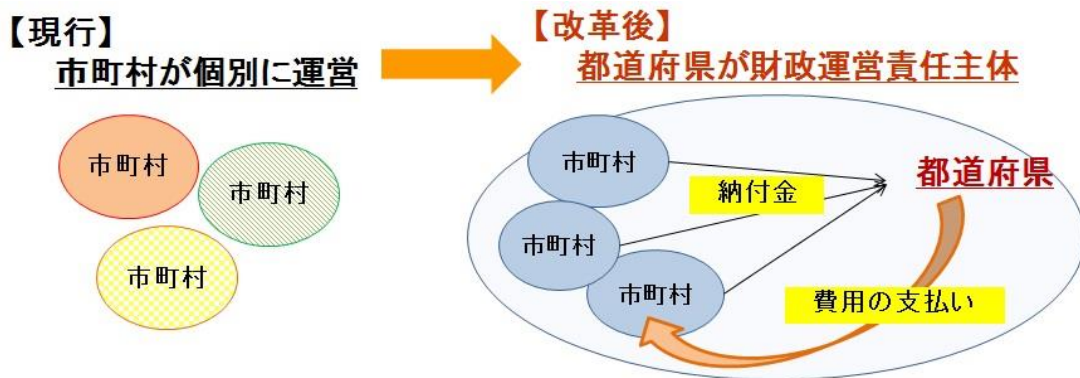
## 国民健康保険制度の見直しについて

### 1 見直しの概要

【財政支援の拡充】毎年 3,400 億円の財政支援の拡充（低所得者の保険料軽減措置拡充、都道府県基金創設など）

【運営の在り方】平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同して運営

### 2 都道府県、市町村の役割



	都道府県	市町村
財政	(ア) 国保特別会計の設置 (イ) 財政安定化基金の設置 (ウ) 市町村の納付金決定 (エ) 市町村毎の標準保険料率提示	保険料率の決定
体制	(オ) 国保運営協議会の設置	
事務・事業	(カ) 国保運営方針の策定	資格管理（被保険者証） 保険料の賦課徴収 医療費低減予防事業 保険料率の決定

### 3 都道府県の主な役割

(ア) 国保特別会計の創設（H30 予定）

- ・新たに国保特別会計を設置し、その中で、都道府県内の医療給付費等を支払い、その財源として公費や市町村から集める納付金を充当

(イ) 財政安定化基金の創設（H27 設置済）

- ・都道府県は、予期せぬ給付増や、市町村の保険料収納不足に対して貸付及び交付を行うための基金を創設（国費 10/10）

(ウ) 市町村の納付金の決定（H29 予定）

- ・都道府県は、医療費水準や所得水準を調整し、市町村ごとに納付金を割り当て

(エ) 市町村毎の標準的な保険料率の提示（H29 予定）

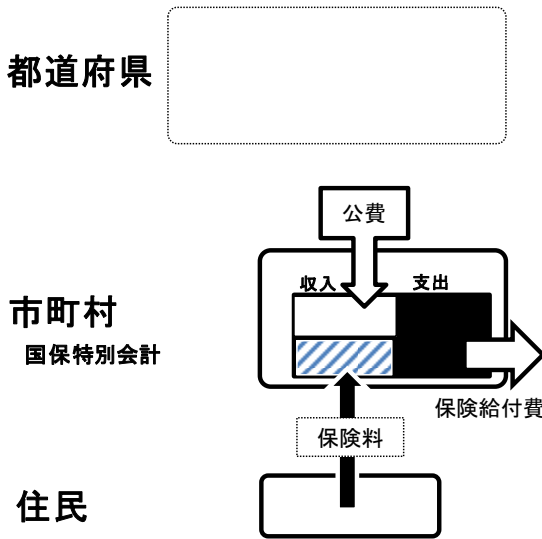
- ・都道府県は、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）。最終的な保険料率は市町村が決定

(オ) 国保運営方針の策定、国保運営協議会の設置 (H29 予定)

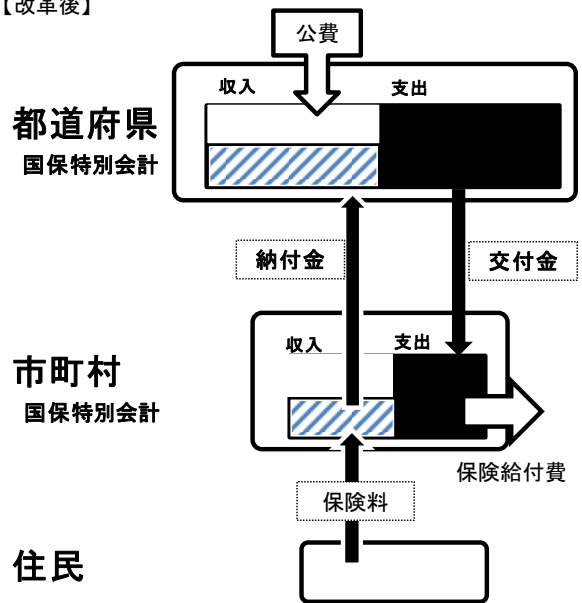
- ・ 都道府県内の統一的な運営方針を策定  
(納付金・標準保険料率算定方式、事務効率化、医療費適正化の取組)  
※市町村との協議の場合「島根県市町村国民健康保険広域化等連携会議」  
検討WG(ワーキンググループ)の設置 (H27)  
(構成員) 県、市町村、国保連合会  
(WG 種類) 「保険料」「事務処理」「医療費適正化」
- ・ 運営方針の内容について、新たに設置する国保運営協議会で議論

〔参考1〕財政のしくみ(イメージ)

【現行】

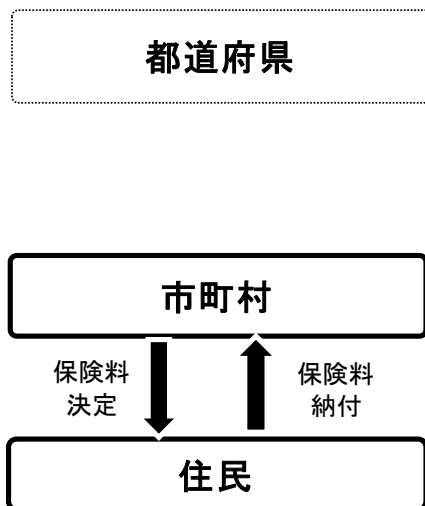


【改革後】

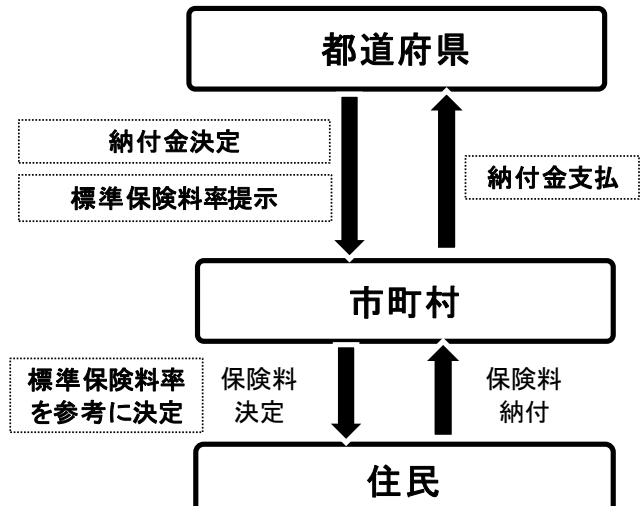


〔参考2〕保険料の賦課、徴収のしくみ(イメージ)

【現行】



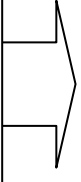
【改革後】



#### 4 主な検討事項

- (1) 市町村毎の納付金の算定方法（H29 秋までに決定）
  - ・市町村毎の「医療費水準」「所得水準」をどの程度反映させるか。
- (2) 保険料率設定の考え方（中長期的課題）
  - ・現在、県内市町村毎に異なる保険料率を、将来的に統一するか。
- (3) 市町村によって異なる事務処理の統一
- (4) 医療費適正化の取組 など

#### 5 スケジュール

	H27	H28	H29	H30
国	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">厚生労働省と地方との協議の場（国保基盤強化協議会）</div> ◇改正法成立    ◇政省令、ガイドライン等の制定			新制度の 施行 
島根県	◇体制整備（システム、条例、予算、基金等） ◇国保運営協議会設置 ◇国保運営方針策定 ◇納付金決定			
市町村	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">県と市町村との協議の場（市町村国保広域化等連携会議）</div> ◇H30 保険料率検討・決定			